

## 西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

制定 平成25年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西区役所が定めた西区マスコットキャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において着ぐるみとは、西区役所が所有するマスコットキャラクター「にっしー」（アルファベット表記のときはN I S S Y）の着ぐるみとする。

### (貸出申込)

第3条 着ぐるみの貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、あらかじめ西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申込書（様式第1号）を西区長（以下「区長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、西区役所の業務で使用する場合を除く。

2 同一時期に複数の貸出申込みがあったときは、原則として先着順とする。

### (使用承認)

第4条 区長は、前条の規定による貸出申込書の提出があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認することとする。

- (1) 営利を目的とするとき（ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合を除く）。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 西区及び西区マスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 西区の業務に支障が生じるとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか着ぐるみの使用を不適切と認めるとき。

2 区長は、前号の規定に基づき貸出を承認した場合は、西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により貸出希望者に通知し、貸出を承認しなかった場合は、西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出非承認通知書（様式第3号）により貸出希望者に通知することとする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 前条第2項の規定により貸出承認の通知を受け、着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用にあたって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 西区マスコットキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 貸出承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 譲渡及び転貸しないこと。
- (4) 使用の際に発生する運搬等の費用は、申請者が負担すること。
- (5) 使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取扱には十分注意し、修繕・洗浄・弁償が必要となった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により原状回復すること。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料については無償とする。

(貸出期間 )

第7条 着ぐるみの貸出期間は、7日以内とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。

(使用状況の報告)

第8条 使用者は、着ぐるみの使用後、使用状況について速やかに写真、ポスター、チラシ等の使用実績を区長に提出すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 区長は、着ぐるみの使用が、この要綱及び貸出承認の内容に違反していると認めるときは、当該着ぐるみの貸出承認を取消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第4号）より通知する。

3 区は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

西区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申込書

平成 年 月 日

西 区 長

申請者 住 所

氏 名

印

（団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること）

西区マスコットキャラクター着ぐるみを次のとおり使用したいので、貸出を希望します。

なお、申請にあたり、定められた使用上の事項を遵守します。また、使用において発生した損失について、貴区役所に補償等の要求はしません。

記

使用目的

使用場所

使用期間

貸出希望期間

使用上の遵守事項

- (1) 西区マスコットキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 貸出承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 譲渡及び転貸しないこと。
- (4) 使用の際に発生する運搬等の費用は、申請者が負担すること。
- (5) 使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取扱には十分注意し、修繕・洗浄・弁償が必要となった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使用者の責任と費用負担により原状回復すること。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。